

## 小牧市ふるさとアンバサダー設置要綱

〔令和8年5月19日〕  
〔8小広第259号〕

### （設置）

第1条 本市の知名度の向上及び都市ブランドの強化並びに市民の郷土愛の醸成を図るため、小牧市ふるさとアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）を置く。

### （活動内容）

第2条 アンバサダーの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) アンバサダーの専門分野における活動を通じた本市の魅力発信
- (2) 市が行う各種事業への協力
- (3) その他市長が必要と認める活動

### （委嘱）

第3条 アンバサダーは、各専門分野において卓越した活動実績を有し、第1条に掲げる設置の目的に資すると認められる者であって、次の各号のいずれかに該当するもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 専門分野において発信力を有すると認められる者
- (2) アンバサダーの活動を通じて市のイメージの向上に寄与すると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特にアンバサダーにふさわしいと認める者

### （報酬等）

第4条 アンバサダーに対する報酬は、支給しない。ただし、市長が必要と認めた場合は、予算の範囲内において、謝礼又はアンバサダーの活動に必要な経費を支給することができる。

### （解嘱）

第5条 市長は、アンバサダーが次の各号のいずれかに該当するときは、アンバサダーを解嘱することができる。

- (1) アンバサダーとしてふさわしくない行為を行ったとき。
- (2) アンバサダーの活動を継続することが困難であると認められるとき。
- (3) アンバサダーを辞退する旨の申出があったとき。
- (4) その他市長がアンバサダーとして不相当と認めるとき。

### （庶務）

第6条 アンバサダーに関する庶務は、広報広聴課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、アンバサダーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月19日から施行する。